

第 1 回

多重債務者対策本部有識者会議

2007年 1 月29日

金融庁 総務企画局

大森信用制度参事官 それでは、遅れていらっしゃる方もおられますが、定刻ですので、ただ今から多重債務者対策本部有識者会議を開催したいと存じます。

皆様、大変お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

会議の冒頭だけ進行を務めさせていただきます金融庁総務企画局信用制度参事官の大森でございます。よろしく願いいたします。

まず、開催に当たりまして、多重債務者対策本部の本部長でもあります山本金融担当大臣から一言ご挨拶をお願いいたします。

山本大臣 皆さん、どうもありがとうございます。有識者会議の委員をお引き受けいただきまして、それぞれのお立場での専門性を生かして、大いにいいご意見を頂戴したいと思います。

9月26日、昨年のごとでございます。内閣が発足いたしまして、官邸に私も呼ばれました。その時には何の大臣になるか分かりませんでした。総理執務室に入りますと、金融担当、そして是非多重債務問題について研究を重ねて、この社会に多重債務者が二度と発生しないような方策を立ててほしいという総理から直々のお話ございました。

そして、臨時国会では2つの法案が最重要法案と位置付けられました。1つは教育基本法、もう1つは貸金業法でございます。しかし、当初予定されていた内容、少額短期の特例を除去することによりまして、野党の皆さんまで賛成する、全員の納得を得た法案となりましたものですから、国対や議運的には重要法案ではなくなったわけでございます。しかし、社会の問題としては、依然、最重要課題としてこの国にのしかかっていることは間違いございません。

そして、私どもが考えなければならないことがございます。

まず第1に、カウンセリングの体制でございます。宇都宮先生によりますと、230万人の多重債務者が存在するわけでございますが、カウンセリングでまともに対応できるのが30万人いるか、いないかというところであります。そうしますと、人を増やせばいいというような話になるわけでありますが、しかし、この多重債務者に対するカウンセリングの要諦は、一つは債務整理、そして家計管理、そして自立支援あるいは心理相談というような面がございますので、単に人を増やせばいいというだけではなくて、それぞれのお気持ちや現実に即した対応をしていただけるカウンセラーが必要なわけでございます。

その意味におきましては、日本司法支援センターの法テラス、消費生活センター、日本クレジットカウンセリング協会、こういったものを充実・強化する必要もあると同時に、各自治体の相談窓口の機能を強化するということが何より大事でございますし、また、現実論として、弁護士会等へのご相談もしていかなければなりません。つまり、すべからく、ネットワーク、

それぞれの専門性の連携が必ず必要であるというところでございます。

次に、セーフティネットの充実を図っていかなければならないことは申し上げるまでもありません。我が国のセーフティネットの一番の主人公は生活保護でございます。給付額2.5兆円、そして対象者142万人。こういったことが、我々としましては、必ず意識の中に残るわけでございます。しかし、ここを膨大な数で埋めていくことが社会の活力になっていくのかどうか。セーフティネットは、厚いほどいいかもしれません。しかし、この人たちが自立するということを考えたときには、薄い方がいいわけでございます。

その意味におきまして、緊急小口貸付というものがあまして、地方の社会福祉協議会が実施してくれておりますけれども、ここが1件の貸し付けを5万円から10万円に、この度引き上げていただけることになったことは朗報でございます。そして、さらに貧困対策としてノーベル賞を得ましたムハマド・ユヌスのグラミン銀行がございます。日本にもグラミン銀行的なものが発生いたしました。ほとんどが民間やNPOの皆さんの善意でございますけれども、例えば、岩手県の信用生協は大変成功を収めております。こういった取組みを精査いたしますと、制度や資金だけではなくて、借り手との密接な、濃密な人間関係を築けるかどうかというところにかかっているようでございます。

次に、第3でございますが、金融経済教育の強化という面も図っていかなければなりません。一定の金利を払ってお金を借りることの意味や返済できなくなった場合に債務整理という道があることを知らずに、若者が社会に出ているとすれば、それ自体、極めて危険な状況でございます。学校が主体的に取り組んでいただくための仕組みを構築していく必要がありますし、社会人段階における教育の強化についても必要でございます。

次に、ヤミ金融の徹底した取り組みを含む執行体制の強化をお願いしたいと思っております。今現在、登録実績で1万4千社ぐらいの貸金業者がございます。やがて、この法案の、20%の上限金利が完全実施されましたときには、2、3千社になるだろうというように言われております。そうすると、廃業ということになるわけでありますが、そのときの事業の整理あるいは会社の整理、それに伴います債権の処分というのが必ず出てまいります。その時、ヤミ金融に債権譲渡をされたり、あるいは顧客を紹介したりということを我々は予測しておるわけございまして、このことへの対策を充実していくことが何より必要であろうというように思います。

以上、申し上げた通り、当対策本部の課題は多岐にわたっておりますが、この有識者会議での議論を踏まえまして、春頃を目途に「多重債務問題改善プログラム」を取りまとめまして、政府及び関係者が一体となって実行していきたいと考えております。メンバーの皆様には、幅

広い視野から、これらの問題についてご意見をよろしくお願い申し上げ、ご挨拶に代えさせていただきます。

どうも、今日はありがとうございました。

大森信用制度参事官 ありがとうございました。

大臣は国会の用務がございますので、ここでご退席をされます。カメラクルーにもここでご退場いただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、審議を進めさせていただきます。

まず、本日お集まりの有識者のメンバーの皆様をご紹介します。

まず、慶應大学教授の池尾和人さんでございます。

弁護士の宇都宮健児さんでございます。

フリーキャスターの草野満代さんでございます。

警察共済組合理事長の佐藤英彦さんでございます。

ジャーナリストの須田慎一郎さんでございます。

生活経済ジャーナリストの高橋伸子さんは、ちょっと遅れておられるようでございます。

21世紀政策研究所理事長の田中直毅さんでございます。

中央大学教授の野村修也さんでございます。

全国クレジット・サラ金被害者連絡協議会事務局長の本多良男さんでございます。

弁護士で前預金保険機構理事長の松田昇さんでございます。

全国市長会会長で金沢市長の山出保さんでございます。

慶應大学教授の吉野直行さんでございます。

なお、日本総研理事の翁百合さん、京都大教授の橋木俊詔さんは、本日ご欠席でございます。

次に、官公庁からの出席者でございますが、内閣官房より刀禰参事官でございます。

内閣府国民生活局より井内消費者企画課長。

警察庁生活安全局より井口生活環境課長。

警察庁刑事局組織犯罪対策部より安森暴力団対策課長。

総務省自治行政局より生嶋自治政策課長。

法務省大臣官房司法法制部より畝本参事官。

法務省民事局より山口局付。

法務省刑事局より山元参事官。

財務省大臣官房より岡本政策金融課企画官。

文部科学省生涯学習政策局より大内女性政策調整官。

厚生労働省社会・援護局より千田地域福祉課課長補佐。

経済産業省商務情報政策局より船矢取引信用課長にご出席いただいております。

なお、中小企業庁事業環境部の寺澤金融課長は少し遅れて来られるという連絡がございました。

今、生活経済ジャーナリストの高橋伸子さんが到着されました。よろしくお願いいいたします。

最後に、金融庁総務企画局より三國谷局長、畑中審議官、知原参事官、桑原企画課長。

監督局より市川金融会社室長でございます。

皆様、どうぞよろしくお願いいいたします。

次に、この会議の座長はメンバーの互選となっております、何人かのメンバーの方からは、この会議がかつての貸金業懇談会の延長線のようなものでもあり、引き続き吉野先生にお願いしてはどうかという意見をいただいておりますが、いかがでございましょうか。

吉野先生、よろしゅうございますか。

吉野委員 どうぞよろしくお願いいいたします。

大森信用制度参事官 では、こちらの方にお願いいいたします。

それでは、吉野座長より一言いただきまして、その後の進行をお願いしたいと存じます。

吉野座長 ただいま座長にご指名いただきました慶應義塾大学の吉野でございます。

前回の貸金業の懇談会に引き続きまして、今回は、先ほど山本大臣からもございましたが、大きく5つのポイントを大臣がおっしゃったと思います。カウンセリング体制、それからセーフティネット、さらにグラミン銀行のような新しい金融のやり方、それから4番目が金融経済教育、最後がヤミ金融と。こういうような点に関しまして、これから委員の皆様方に色々ご議論をいただきながら、ぜひいい報告書をまとめさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいいたします。

それでは、ただ今から議事に入らせていただきたいと思います、大森参事官の方から今日の配付資料、それから内容につきましてご説明いただきたいと思います。お願いいいたします。

大森信用制度参事官 本日の配付資料につきましては、事務局から2つ、ご説明用の資料と統計集でございます。また、日本弁護士連合会から多重債務者対策本部の活動についての要望書、全国クレジット・サラ金被害者連絡協議会から多重債務者の被害救済のための政策提言、日本司法書士会連合会から地方自治体の多重債務者に対する相談窓口設置についての意見書がそれぞれ提出されております。ご議論の参考にしていただければと思います。

また、この会議の運営でございますが、公開とするとともに議事録を作成し、会議終了後、できるだけ早いタイミングで当庁のホームページに掲載することを考えております。配付資料につきましても、原則として当庁のホームページに掲載することを考えております。

以上でございます。

吉野座長 どうもありがとうございます。

それでは、ただ今の事務局からの説明に関しまして、運営方法につきまして何かご意見がございましたらいただければと思います。先ほどの山本大臣のお話も含めまして、どなたでも結構でございますが、いかがでございましょうか。

よろしければ、大森参事官の方から多重債務者対策の本部設置に至る経緯とか、あるいは本部における検討課題につきましてご説明をいただきまして、その上で皆様からご意見をいただければというふうに思います。

大森参事官、よろしくお願いいいたします。

大森信用制度参事官 お手元の資料1 - 1、初回ですので、資料集的な意味もあって多目になっておりますが、ポイントを絞って申し上げます。

最初の方は、貸金業法の改正経緯がついております。業法というのは、当然ながら業の担い手、この場合は貸し手への規制を通じて借り手を守っていこうというものでございますので、国会の審議でも貸し手のビジネスのあり方が問われました。それを改善することは、新たな多重債務者の発生を抑止する上では有効ですけれども、既に消費者金融だけで1,400万人の借り手があり、借り手への直接の働きかけなくして多重債務問題への対応は完結しないことが、この対策本部が設けられ、この有識者会議が設けられた背景でございます。

法改正のプロセスについて少しだけ申し上げますと、資料の4ページから3枚分お示ししてある借り手の利用実態を踏まえた検討が行われました。

4ページは、ある大手消費者金融会社の7年間の追跡調査でございます。左側、借りてから7年後に完済している方が約4割、一方、延滞や貸倒れといった事故状態になっている方が約3割でございます。右側、1人当たりの借入残高は3.6倍に増加しているというものでございます。

次の5ページの借入れ動機は、ご覧いただきますと、借入れ初めのころは、収入の減少、物品購入など様々でございますが、返済が困難になった時期の借り入れの動機は、借金の返済そのものへと自己目的化をしている。

さらに、次のページ、ちょっと資料が見にくくて恐縮でございますけれども、借り入れの件

数、回数と借入先をご覧いただきますと、借入先の数を重ねるほどに大手から始まって、中小、さらにはヤミ金融への依存度が高まる傾向が見られます。今回の法改正、市場メカニズムを軽視しているのではないかといったご意見もありますけれども、上限金利が引き下げられますと、貸し手はそれまで以上に個々の借り手の信用リスクを的確に評価しなければなりませんし、新たに導入する総量規制というのは、収入の範囲内で返済できる貸付けを制度として促すものでございます。

そのほか、説明義務の強化、参入規制、各般の行為規制、リスク規制の強化と相まって、今回の制度改正は、市場メカニズムが健全に機能すれば一般化するであろうビジネスを、制度によって直接実現しようという性格を持っているわけでございます。

少し資料飛びまして、13ページのご覧いただきますと、29.2%までの金利収入が許容される制度のもとでは、その範囲内で人件費などのコストを賄い、貸倒れを吸収して利益を計上するというようになっておりますが、収入の方が利息制限法の範囲内ということになりますと、当然、貸し手のリスク許容度が低下をいたします。これを、右側、借り手の属性から見ますと、現行制度のもとでは既に多重債務を負ってしまっている方、あるいは生活保護の対象になるような方、返済能力がないことが明らかな人にまで貸してしまっているのではないかと、いう指摘が貸金業懇談会当時からございました。ただ、それは程度問題でございますので、貧しくて相対的にリスクは高いけれども、健全なニーズというものもあり得ると思います。

これまでもこの上限金利の引下げについては、引下げによって満たされない超過需要がヤミ金融に向かうという主張と、そもそもこの高金利を原因としてかなりの多重債務者が生じ、それがヤミ金融のターゲットになってしまっているという議論が並列しているわけですが、いずれにせよ貸し手が利息制限法の範囲内で、借り手の健全なニーズに過不足なく応えられるようになるまでには一定の時間を必要としますので、経過措置が設けられているわけですし、ヤミ金融というのは、いずれにしても徹底して取り締まらなければならないものですので、対策本部の課題の一つになっているということでございます。

こうした今回の制度改革の性格にかんがみまして、また、3枚ほど飛んでいただきまして、16ページ。改正法の附則、上段におきまして、政府の責務として下線部分ですが、関係省庁相互間の連携を強化することにより、資金需要者等が借入れ又は返済に関する相談又は助言その他の支援を受けることができる体制、カウンセリング体制の整備。資金需要者への資金の融通を図るための仕組み　これがセーフティネットでございます　の充実。違法な貸金業を営む者、いわゆるヤミ金融に対する取り締まりの強化。貸金業者に対する処分その他の

監督の状況の検証。この法律による改正後の規定の施行状況の検証その他多重債務問題の解決に資する施策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならないとされております。

これに加えて、国会で審議をされ、説明は省略しますが、資料で衆・参の附帯決議を盛り込んでおります。そこに書かれております金融経済教育の強化が当面の対策本部のミッションでございます。先ほど大臣の挨拶にもありましたように、10枚ほど飛んでいただきまして26ページをご覧くださいますと、2の進め方におきまして、当有識者会議における議論を踏まえ、この春を目途に改善プログラムというか行動計画的なものを策定いたしまして、政府及び関係者が一体となって実行することになっております。

この多重債務の原因を貸し手の側から捉えると、高金利で過剰貸付をするという行為になるわけですが、借り手の側から捉えますと、貧しくて返せないということになりまして、資料では、以下この国における貧困層の増大を示すデータをおつけしております。

27ページは、平成に入って以降、趨勢的に貯蓄ゼロ世帯が増加し、今や2割を超えているということ。

28ページは、生活保護受給世帯の増加。

その次のページは、自己破産というのは、破産制度そのものとか運用の仕方といった面もありますけれども、結果として自己破産が趨勢的に増加をしている。

30ページは、生活経済問題による自殺者の数の増加。

その次のページは、児童虐待の数の増加ということですが、かなりの虐待が行われている家庭で経済的困難を抱えているというデータでございます。

最後32ページが、OECDデータによるジニ係数の国際比較でございます。

また、須田さんがお詳しいと思うんですが、給食費が払えないとか就学援助とか授業料の減免を受ける方も明らかに増加をしております。今回、抜本的な貸金業の改正が実現したのは色々な背景があると思っておりますけれども、貸す方がこれまでと同じ金利で、同じように貸していても、借りる方が貧しくなっておりますと、より耐えがたく感じると思いますか、全体としても貧しい方が増えておるので、この多重債務問題というのが、この国にとって、もはや放置できない段階に来たのだというふうに普通の国民が感じるようになったという背景があるのではないかと思います。

以下、個別課題の現状として、33ページは先ほどから話が出ておりますカウンセリング体制の現状でございます。大臣の挨拶にもございました日本司法支援センター（法テラス）、弁護士会、司法書士会の相談センター、地方自治体の消費生活センター、財団法人日本クレジット

カウンセリング協会などが活動しておりますが、多重債務者の数からしますと、2桁足りない状態でございます。

借り手の状況は千差万別で、一方の極に破産するしかない人もいれば、他方の極には、家計指導を受けて生活習慣を改めればそれで足りる人もいれば、その間に任意整理がふさわしい人や低利で債務の一本化をできれば返済できる人などがおりますので、理論的にはそれぞれの状況に応じて過不足のない助言や支援を受け入れられる、助言、支援に誘導される体制が重要になります。

一番下の行の「関係機関の間のネットワークの構築」というのは、そういう含意でございますが、次のページでよく紹介される、また先ほど大臣の挨拶にもありました、岩手の取組みを私どもが取材しておりますので少し紹介しますと、自治体の相談窓口で丁寧な無料相談を行い、事実関係を整理し解決方法を提案する、そういうレベルまで行っておりまして、単に、弁護士さんに回すだけだとまた弁護士さんが初めから全部聞かなければなりません、相当程度に効率的な役割分担になっているようでございます。

左側にあります信用生協も、丁寧な相談の上、解決方法として融資が有効である場合にのみ融資をする。法的整理をするしかない場合には弁護士等を紹介するという役割分担になっております。

この信用生協での相談、融資の仕組みをもう少しブレイクダウンしたのが次のページの資料でございます。相談の段階から家族にも来てもらい、融資する場合には家族が連帯保証人になってもらうということもありまして、家族に迷惑をかけたくないということでしょうか、延滞や貸倒れは少なくなっております。

下の方に、原資として自治体の預託金もありますけれども、それを上回る地元金融機関の融資が行われておりますのは、民間ベースの融資対象として合理的であるということを示していると思います。

その次のページの埼玉県の連携体制、これは参議院で地方公聴会を行いました。右下にあります被害者の会では、かつて多重債務者であった方が相談員になっているので、一方で借り手の心理がよくわかる、他方、一旦債務を整理してもまた相談に来るリピーターの方が多いという根の深さを示す話もございました。

次のページが、グラミン銀行、やや唐突かもしれませんが、大臣のご挨拶にもございました。元来、かなりリスクの高い零細な事業者を相手に、低い貸倒率を維持しておりますのは、定期的に訪問をしてアドバイスをする、また、借り手がグループで連帯責任を負うことによって、

貸し手や仲間を裏切れないという、先ほどの信用生協における家族を裏切れないというのと同じ心理を借り手に形成させているということだと思います。

総じて、いつも同じ自治体などの先進的、特徴的な取り組みが報道されますので、この資料集の一番後ろの方に目につきました報道の写しをつけております。これらを拝見していただき、共通しているのは極めて強い問題意識と使命感を持って、借り手の悩み、苦しみに真摯に耳を傾けて、先ほど大臣もお話ししておりましたけれども、借金を返して人生をやり直そうと強力にインスパイアするカリスマのような人がいるということとして、宇都宮先生もかなりカリスマであると思いますけれども、そういう人をたくさん作り出していかなければならないということだろうと思います。

次の38ページは、消費者向け、事業者向けの主な公的セーフティネットを整理しております、セーフティネットという言葉で何を意味するのか、人によってイメージが違うことがありますけれども、ここでは貸金業の利用者と実態として重なっているということによって掲げております。

生活保護については、例えば、高齢者は子供が扶養してくれないことを証明しなければ受けられませんから、つい貸金業を利用してしまうという指摘がございます。生活福祉資金貸付、なかんずく緊急小口貸付は、先ほど大臣からもお話ししましたように、昨年末の予算編成過程で倍増していただきまして、大きな制度改革にこういう形で早速呼応していただいたのは大変ありがたいというふうに感じております。そのほか、右側の母子家庭や寡婦を対象にした制度、リストラされた労働者を対象にした制度などがございます。

その下、事業者向けとしては、いわゆる中小三機関による経営環境や金融環境の変化に対応したセーフティネット貸付けあるいは再チャレンジの支援という観点からの貸付制度などがございます。

多重債務対策としての公的セーフティネットにつきましては、税金とか財政投融资資金を使用することの是非といった議論がございますし、一方、多重債務者の救済こそがこの国が直面している優先度の高い政策であるという議論もございます。政策金融は償還確実性の原則ということでこれまでやっておりますので、これまでの貸金業のビジネスとはギャップがありますけれども、先ほどの信用生協やグラミン銀行はまさに償還確実性を高めることによって、民間ベースでお金が回っているわけでありますので、何とか工夫していく余地がないのか、議論をお願いしたいと考えております。

次の39ページは、一言で言えば、現在、消費者、なかんずくお金を借りる方の金融知識は大

いに不足しているということ。

そして、その次のページは、私どもや金融広報中央委員会、また弁護士会、司法書士会も学校への働きかけに努力をしていただいておりますが、一番下に書いてある全国の学校数に比べると、やはり2桁ほど足りないという現状でございます。

最後に、登録業者の監督や、ヤミ金の取り締まりを含む執行体制でございますが、44ページをご覧くださいますと、これが登録業者の監督体制で、金融庁、財務局と都道府県が分担しておりますが、今回の規制強化に伴う執行体制の強化が必要でございますし、ヤミ金融につきましても、ますます手口が高度化しておりますので、捜査当局における取り締まりに捜査当局以外がどのように協力していけるのか、ご意見をいただきたいと存じます。

駆け足でしたが、以上でございます。

吉野座長 大森参事官どうもありがとうございました。

それでは、これまでのご説明も踏まえまして、委員の皆様から色々ご意見をお伺いしたいと思います。

最初ですので、宇都宮先生、この分野一番お詳しいと思いますので、是非ご意見をいただければと思います。よろしく願いいたします。

宇都宮委員 私どもが考えている内容については、一応、日弁連の意見、要望書として、12月22日付の要望書が出ています。それで、前の金融庁の懇談会のときは、色々な意見の対立がありましたけれども、法律も通りましたので、一応、今回の有識者会議は多重債務者の救済という同じような方向性が出されていると思いますし、先ほど山本大臣の話、取り組む課題というのは、カウンセリングの体制、セーフティネット、それから金融経済教育、ヤミ金対策と、そういう大きな柱はその通りだろうと思っております。

それで、日弁連の要望書もほぼ大臣の冒頭の挨拶に沿った内容になっているのではないかと思います。

あと、若干色々検討の余地があることをつけ加えて話させていただきますと、今、大臣が、最初大体230万人と言われましたけれども、我々もそのくらい多重債務者がいるだろうと思っております。それは前の懇談会の検討の中にも出てきましたし、それから自民党の中の金融調査会の検討の中にも出されましたけれども、全情連という消費者金融系の信用情報機関ですね、ここで負債を抱えている層が大体1,400万人、その中で3カ月以上にわたって返済が滞っている人が267万人、5社以上の借り入れが230万人という報告がありましたので、ずっと長年多重債務者の相談に携わっている者としては、ほぼそういう人たちは私の経験では返済は困難にな

っているだろうというふうに思われるわけです。

その中で、多分、今、相談窓口、弁護士会とか司法書士会、先ほど数字が出ましたけれども、それ以外に個々の弁護士とか司法書士さんのところに相談に来られている人も含めれば、私は40万人ぐらいだと推定できるのではないかと考えています。そのうち弁護士の場合は半分ぐらいが破産申し立てをやっている、半分ぐらいは任意整理とかほかの手段で救済をやっています。

したがって、二百数十万人の多重債務者の中で相談窓口にアクセスできている人は2割以下なわけです。残りの多重債務者をどうして適切な相談窓口へ誘導するのかというのは、大きな課題になると思うんですけれども、この辺の工夫とか取組みがかなり重要だろうと思うんですね。多重債務者の相談窓口の充実も片方で重要ですが、そこにいかに行ってもらおうかという問題ですね。

それは、色々な広報というのも重要なんですけども、それは弁護士会とか法テラスとか色々なところでやっているんですが、結局は広報で今まで最大限やって浮かび上がってきているのは40万人ぐらいなんです。法テラスもスタートのときは景気がよかったですけれども、スタートしたときは色々報道がありましたので。ところが、その後、ほとんど報道されていませんよね。今、返済に困っている人に、いかにそういう適切な情報を届けるかということに相当工夫する必要があるのではないかと思います。

例えば、連日、新聞とか報道がなされていますけれども、多重債務者には新聞を読まない人が多いですね。それから、テレビはよく見ているんですけども、テレビでそういうことが報道されるということは、法テラスとかそういうものが立ち上がった時だけで、あるいは我々が110番なんかをやったときには報道されるんですけども。だから、私は業者の広告ですね。今、消費者金融の広告は、最後の方に、申し訳程度に「ご利用は計画的に」とか「借り過ぎに注意」とか言っていますけれども、そういうところに適切な相談窓口の広報を、返済の滞った時はこういう所がありますよというようなことを何とか広報できないかと。これは、もう連日広報されていますので。

それから、あとは、今回は法改正の中で、業者の方に、資金需要者に対して融資の拒絶等をする場合、相談窓口に関する情報提供が義務付けられるというような規定になっていると思いますので、その辺を特に監督官庁としてはきちんとやっていただけたらと思います。

それから、セーフティネットの強化については、先ほどの低利融資制度とか生活保護の体制ですね。生活保護について、大臣は税金の問題があると言われましたけれども、一応、日弁連で色々調査しましたら、大体あと400万人ぐらい生活保護を受給すべき人がいるのではないかと

と。現在は100万世帯ぐらいが生活保護を受けているのですが。

ヨーロッパ諸国と比較すれば、本来、生活保護水準にある人で実際に受給している人、こういうのを捕捉率というらしいんですけども、日本は非常に低いと。2割以下になっているんじゃないかと。例えば、日本の場合、今、ホームレスの場合、住所がありませんよね。この前、大阪の裁判で、公園とか路上というのは住民票登録は認められないという判断が出されましたけれども、現状はホームレスの人が生活保護の申請をすると、住民票がないので受給できていないのが現状なんですね。このホームレスだけでも4年前ですか、厚生労働省の調査では、全国で2万5千人いるんです。ところが憲法上とか、あるいは生活保護法上は、住民票がないと支給できないとはどこにも書いていないんですけども、運用上そうなっているんですね。こういうのを水際作戦と呼ぶらしいんですけども、できるだけ予算の関係もあって受けさせないと。

ところが、ヨーロッパ諸国の場合は、ホームレスでもそういう生活保護の支給は、基本的な人権ですから受けられていると。だから、最後のセーフティネットの問題については、予算の壁とか税金の壁がありますけれども、もちろん税金に頼るだけではなくて、さっきの生協とかNPOのノンバンクとか、こういう民間活力も利用するということが重要だと思いますけれども、まず我が国の基本的な、こういうセーフティネットとか社会保障体制の実態がどうなのかということ、根本的にぜひ一回考えていただきたいと思います。

色々な資料によりますと、例えば、この資料ではジニ係数が出ていますけれども、あと貧困率というのもありますよね。貧困率では、OECD加盟国の中でアメリカに次いで日本は2位になっているとか、そういう資料もあるようですし、総体的に、日本とかアメリカは、先進国の中では社会保障体制が不備な社会になっているのではないかと思いますので、その辺の問題ですね。抜本的な社会保障体制の強化が、根本的に重要ではないかと思っています。多重債務問題というのは、表層に現れた問題で、その背景に今の問題になっている、まさに格差問題とか貧困問題があるので、その打開としては、根本的な国の体制をもう一回再検討する必要があるのではないかと思いますので、民間活力の利用も重要なんですけども、まず、国がこの点を洗いざらい再検討するぐらいの思い切った施策が必要になるのではないかと考えております。

それから、ヤミ金融対策については、ぜひ警察等に頑張っていただきたいと思うんですけども、これは我々のグループも今アンケート調査等をやっているんですけども、2003年のヤミ金融対策法の施行とか、それからあと山口組系ヤミ金グループ五菱会の摘発の後、全体として

は相談は減ってきているんですけども、まだ残党が残っていますね。そういう残党が、これからもっと二百数十万人の多重債務者が適切な相談窓口へ誘導されないと、貸金業者の貸し渋り、貸しはがしによって、ヤミ金のえじきになる可能性があるんですね。さらに膨れ上がる可能性がある。その辺の体制について、警察の方の取り締まりを特にお願いしたいと思います。

今日、警察庁からは担当者が来られていると思いますけれども、2003年のヤミ金対策法成立直後は、集中的な取り締まり本部をつくって、かなり摘発をやっていただきましたけれども、最近の警察の対応については、埼玉県警みたいによくやっていたところもあるんですけども、我々のところに伝わってくるのは、警察の方に相談に行っても、借りたものは返すべきだと、民事不介入だということで、たらい回しをされていて、その間にかなり厳しい取立てを受けていると。場合によれば、自殺とか夜逃げをしている人も出てきているということで、警察の対応をしっかりとやる体制を構築していただきたいと思うんですね。

その場合に、警察の方に行ったヤミ金というのは2種類の方が借りていまして、返済困難に陥った多重債務者と、1回自己破産をした人、これは破産をすると事故情報に載りますので、5年から7年間、消費金融とかクレジットカード会社とか、あるいは銀行から融資を受けられませんので、そういう人が、本当に収入が少ないあるいは無職であるということであれば、先ほど言ったセーフティネットの援助、カバーがされないとヤミ金のえじきになるんですね。そういうことがありますので、そういうヤミ金のターゲットになっている人は、多重債務者と自己破産者の2種類の方がいること、多重債務者であれば適切な相談窓口を、警察もそういうところを誘導する。あるいは、それこそ1回自己破産をしたような人であれば、まさに生活再建のために、場合によればセーフティネットの窓口ですね、そういうところに警察も紹介する。ただヤミ金を取り締まることだけではなくて、警察自体がそういう窓口と連携をしておく必要があると思うんですね。

それから、今、なぜヤミ金がこういうターゲットを見つけ出すかというと、名簿屋というのが横行しているんですね。名簿屋が、多重債務者の名簿あるいは破産者の名簿を入手して、これをヤミ金業者に売りつけているということがあります。

この名簿が漏れるルートというのが、貸金業者の方が信用情報機関にアクセスして、そういうところから多重債務者や破産者の個人情報入手しているというような問題があります。今回、法改正では指定信用情報機関というのを作って、それをきちんとコントロールしながらやっていくということですが、この指定信用情報機関は、過剰与信対策のために、過剰貸付けの規制が行われますから、どうしてもその前提として必要なんですけれども、ただ、一方

で、それが相当な程度、ちゃんと監督とか官のコントロールが効いていないと、そこから個人情報情報が今度はヤミ金の方に漏れていく危険がありますので、ヤミ金対策という観点からも、その辺をちゃんと個人情報情報が不正に流出するということがないようなレベルまで信用情報機関をきちんと監督官庁で管理・監督できるようにしておかないと、その問題は、また今度は、ヤミ金の増加につながっていくかなと思っております。

それから、内閣官房に多重債務者対策本部ができたというのは素晴らしいことだと思うんです。結局は、多重債務者にとって一番身近な行政というのは都道府県とか市町村になるわけなので、そこでちゃんと多重債務対策をやってくれるかどうかというのが非常に重要なんですね。多重債務問題に対する地方自治体の取り組みを、今回の対策本部の設置を契機に、是非進めていただきたい。地方分権というのはありますから、国から一方的には言えないと思いますけれども、何とか国レベルだけではなくて、地方自治体が率先して多重債務問題に取り組んでいくような機運を是非作っていただけたらと思います。

総花的ですけれども、意見を述べさせていただきました。

吉野座長 どうも最初に包括的なご意見をありがとうございました。

最初は、業者が広告するような時に適切にどういうところに相談したらいいかと、その窓口が是非必要だと。それから、借りられている方が容易にこういうところに相談すればいいということがわかるような方法が必要であるということだったと思います。

それから、2番目は、貧困層とかジニ係数とか色々あるわけですがけれども、これは今日お休みの橘木先生がお詳しいので、橘木先生が来られたときに少しご報告いただくということができると思います。

それから、3番目は、ヤミ金対策をやっていただく時には、他との連携が特に必要だと。セーフティネットなりあるいは適切な相談窓口と連携していくということだと思います。

それから、4番目は、信用情報機関に強制加入しますと、やはりそこからデータとか情報が漏れいすることがあり得るのではないかと。これは多重債務を防ぐためには、信用情報機関に皆さんが登録して、何回借りたかということは必要なわけですがけれども、その情報が漏れないようにするということだと思います。

最後の5番目は、市町村とか自治体の対応ということが今後とも必要であろうということです。

どうもありがとうございました。今日は、大体皆様から色々ご意見を伺いまして、それで事務局にノートをとっていただいて、また次回からの議論の進行に使わせていただきたいと思います。

ますので、次は、須田委員、いかがでしょうか。

須田委員 須田です。かなりの部分は宇都宮先生に言われてしまったのですが、個々の問題に入っている大前提としまして、貸金業関係統計資料集の2ページ目で、貸金業者の貸付残高の推移という形で、数字の上では、恐らくこれ専業業者だと思うんですが、減少ないし横ばいという数字が出ていますが、要するに、この認識をちょっと改めた方がいいのではないかなと。

といいますのは、金融庁に是非ともこういう数値、数字をとっていただきたいんですが、今、保証業務に消費者金融会社は大きくシフトしてしまっていて、いわゆる金融機関、銀行、信用金庫あるいは信用組合に至るまで、消費者金融各社は、今、保証業務を展開しております。どうということかという、審査回収に関しては、ほとんど消費者金融がやっている。その中心になっているのは、今5社ありまして、アコム、プロミス、アイフル、クレディア、三洋信販と。この5社の残高としての調査では、昨年9月末で6,000億円と急激に伸びてしまっていて、ここ2、3年で6,000億円までに達しているのは実態なんですね。

事実上、表面金利の半分ぐらいを、つまり18%ぐらいで貸せば9%は消費者金融会社が保証料名目で受け取ることによって融資をしていくという形で、実態上は、審査及び回収は消費者金融会社がやるという形態の融資が非常に今伸びてきている。

ですから、金融機関の信用力を前面に出して、実態上の業務を消費者金融会社がやると。今、そういう方向に業務展開が進んでいるのではないかなと思います。大手銀行、三井住友銀行でも、今8%から12%の消費者ローンを展開していますけれども、この保証業務は、プロミス、大手銀行でも外部の消費者金融、同じグループ内ですけれども、展開しているという状況で、そういった数字を含めてそれを前提にして議論を進めていかなければ、今現状、業者数は減っていますね、あるいは残高が減少していますねということでは、状況を見誤るのではないかなという感じがしてなりません。ただ、その辺の統計数字が把握できていない、整理されていないものですから、ちょっと私自身の数字でしかないんですが、そういう傾向が見てとれると思います。

個々の話に入っていきたいんですが、カウンセリングに関しては、宇都宮先生がおっしゃるように、窓口がどこかわからないというのが債務者の現状だと思うんですね。私も、この消費者金融問題に関しては、テレビ等々で相当発言しているので、顔が売れている関係かどうか知りませんが、タクシーに乗って、タクシーの運転手が、「私は、多重債務者というかたくさんところで借りているんだけど、一体どこに相談に行ったらいいんだろうか」と。要するに、よく新聞や電車の中に出ている多重債務相談に乗りますよという弁護士事務所であると

か司法書士のところに行けばいいんだろうかと。私は、それは勧められないと。要するに、あれは整理屋と思しき人たちがたくさんいるからと。整理の必要性は認識しているんだけども、どこに行ったらいいかわからない、結果、整理屋的などところに行って、さらなる深みにはまっていってしまうというケースがあるものですから、その辺をやはり何らかの形で広報するシステムが必要なのではないかなということですね。

そして、もう一つは、金融庁作成の38ページで、公的セーフティネットというところが記されてはいるんですが、生活保護のところ、今のカウンセリングの問題とリンクしてくるんですが、これは現実問題で言えば、杉並区の生活保護の現場を情報収集、取材した時のことなんですが、生活保護の前面に立っている、社会福祉事務所のカウンセラー、彼ら、彼女たちに話を聞いてみると、やはり生活困窮問題の一断面として、やっぱり多重債務問題というのがある。それ以外にも、母子家庭であったりとか、あるいは高齢者、病気、色々な問題が多重債務問題に結びついて生活困窮問題になっているというケースが大部分なんですね。

つまり、何を言いたいのかというと、カウンセラーにとって、多重債務問題というのは、非常に大きな課題として存在しているわけなんですね。ただ、一つは、多重債務問題だけを解決しても問題解決にならなくて、言ってみれば、自己破産をさせてみたところで、要するに、生活困窮問題の解決に至らないものだから、またヤミ金に手を出していくなんていうケースが多々あります。そして、その状況を把握しているということから考えても、カウンセラーとのネットワークを構築すべきではないのかなという感じがしてなりません。

そうすると、生活保護を支給しているか否かは別としても、相当、地域の生活困窮世帯の情報を持っています。その相談に乗っているわけですから。その中で、誰がどういう状況に置かれているのか、要するに、多重債務問題に悩まされているのかどうかという情報を持っていますから、そこからどこに行ったらいいと、どこに相談したら解決が見つかるというようなアドバイスもそのレベルでできるんですね。ただ、その部分が、ちょっと社会福祉事務所との連携ということも一つ念頭に置いていただければ、カウンセリング体制というのが、より充実してくる、特にこの多重債務者問題の一番底だまりの部分の対応ができてくるのではないかなと思います。

そして、その次のセーフティネット問題に関しても、やはり社会福祉事務所等との連携というのが必要ではないかと思います。

そして、グラミン銀行は別として、金融経済教育なんですけど、特にこれ若年層、今日も色々指摘として出ているところではあるんですけども、私も今年の4月2日に、日本大学の方

から頼まれて、4月2日、日本大学の入学式を終えて開講日に当たるんですが、その開講日で、消費者金融から金を借りるなという講演をぜひ1日2回やってほしいと。要するに、今、大学生が相当多重債務問題に直面しているという、その段階でもう人生を見誤るような状況というのは、大学の教育現場でも相当深刻な問題としてのしかかっているんですね。

では、今一体なぜ彼らがと。かつて私なんかの大学時代は、学生ローンなんていうと、マージャンで負けたやつがこそこそと借りるような、そんなような現場でしかなかったんですが、例えば、武富士なんかを例にとりて考えると、もう今や携帯電話がATM化しているんですね、自動貸付機化していると。要するに、もう自動貸付機に行かなくても、カメラ付の携帯電話で本人確認ができる書類を撮影して、それを伝送して送り、そしてプッシュボタンで情報を送れば、その段階で審査ができてしまう。結果的に2時までにそれが完了すれば、3時までにはあなたの口座に融資しますよというような融資体制といたらいいんですかね。その辺が、果たして営業努力として片付けていいのかどうかという問題も含めて、非常に借りやすいという現状というのは出てきてしまっている、あるいは、特に若年層はそこに入っていくやすい。

ですから、これは金融経済教育もさることながら、そういった借りやすい体制というものも何か考えていかなければならないのかなと。あるいは、銀行が消費者金融ビジネスに相当積極的に乗り出してきている中で、やはり消費者金融会社、言ってみればサラ金からおれは借りているのではないというような意識の中で、やはり残高が伸びてきている経緯というものもあるのではないかなと。利用者が拡大してきている経緯というのがあるのではないかなというふうに受けとめています。ですから、金融経済教育という1つのパッケージの中で、そういった借りやすさというものを考えていかなければ、ただ単純に教育すればいいという問題ではないと。

そして、もう一つ、この教育の中で私が重要だと思うのは、業者教育、この視点がちょっと抜け落ちていると思うんですね。消費者金融会社、大手も含めてですけれども、例えば、業者が、それは経営トップを含めて、金融庁に来て懇談なんかをした際には、やっぱり本音というのは、恐らく出してこないはずなんですね。私も業者が主催するシンポジウムなんかに出てみると、本音ベース、相当激論をただしてみると、やっと彼らの本音というのは出てくるんですが、貸したものは返すのが当たり前だ。要するに、当初約束した金利で返すのは当然だろうと、それを破っているあいつらが悪いというのが現状で、それは彼らの本音なんですね。

そういった状況の中では、これはズバリ言ってしまうえば、例えば、先般も三洋信販の方と話をすると、最終的にはそういう答えが出てくると。もちろん、武富士、プロミス、アコムといった大手もそうでしょう。ですから、そういった発想がある限り、この多重債務問題というの

はなかなか抜本的解決に結びついていかないのではないかなと。ですから、業者に対して多重債務問題の解決というのをいかに図ることが重要かということは何らかのシステムの中で認識させる必要性、必然性というがあるのではないかと思います。

そして、次に、ヤミ金対策なんですけど、これについては、やはりご担当者を前にしてこういうことを言うのもちょっと憚られるんですが、やはり警察の対応というのは、非常に甘い部分というのがあるのではないかなと。色々な形でアトラダムに申し上げていくと、例えば、今、レンタル時計ビジネスという高級腕時計を、今額かかっているところを見るとご存じだと思うんですが、レンタル時計ビジネスというのは、相当被害者が拡大する方向に行っていると思います。

ただ、これが要するに、例えば、大阪のスポーツ紙、夕刊紙を見ていただければ、駅で売っているメディアで堂々と広告を打っている状況、あるいはレンタル時計だけではなくても、クレジット金融といったらいいんですか、クレジットの物販枠を利用した金融ですね。これは、業者とも古物販売法であるとか、あるいは質屋に関する法律に基づいて営業していて、法の抜け穴と言ってしまうと抜け穴なんですけど、やはり貸金業という枠組みの中で捉えてみれば、明らかに違法な営業形態だと思いますけれども、こういったものが堂々と広告を出し、堂々と看板を出し、堂々とチラシをまいてお客さんを集めている状況というのは、やっぱり異常な状況ではないかなという、非常に巧妙化していくという状況にあると思います。

もう一つは、これは去年、余り大きく報道はされなかったんですが、一部新聞報道されて、新橋の駅前で、違法業者がプラカードを持って営業しており、その摘発に動いたと。これに関して言えば、駅前、特に場外馬券場があるような、新橋はなかったのかな、近くにありますがね。新橋、錦糸町、神田駅周辺で相当違法業者が、立て看板あるいはサンドイッチマンにプラカードを持たせる形で営業をやっている、これを堂々となぜ営業させておくのか、広告宣伝させるのか。

要するに、そこに利害の業者がいることがわかっていながら、何でここに対策が打たれていないのかというのが、私の素朴な疑問としていつもいつもついて回っている部分がある。ようやく去年の暮れに、新橋に関しては摘発に向った。これは、やっぱりもっと広範囲に徹底的にやっていただけないかなと。

ですから、ヤミ金というのは、何も地下に潜っているだけではなくて、あるいは見えないところで営業しているわけではなくて、半ば、正々堂々と大手を振って、日中にやっている、この実態というのは、どうも解せない。ここから解決していく必要性というのがあるのではない

かと思えます。

以上です。

吉野座長 どうもありがとうございました。

4つほど言っていたいただいたと思うので、1つは信用保証としてクレジット業界が入ってきていると。ですから、貸し手は金融業界であるんですけども、その間に信用保証という形で入ってきていますので、そのデータとしては、多分金融業界から消費者向けの貸出しはどれくらいあるかというのはわかると思えます。そこから住宅ローンを引いて、あとは残りになってしまえますけれども、その総額はわかると思うんですが、そのうちのどれくらいが信用保証かというのは、多分統計的にはちょっと難しいような気がします。また、金融庁の方ともご相談してその部分もできればと思っております。

それから、2番目は、相談窓口で、いわゆる地域の社会福祉事務所の方々などが、何かあったときには相談窓口としてカウンセラーなり、そういうものを紹介すると。その連携というのも、先ほどの宇都宮先生との関連ですけれども、ぜひこれから必要だと思えます。

それから、3番目は、金融経済教育で、1つは、安易に借りられ過ぎるのではないかということと、それから業者の貸し手の側での教育という、この2つの点だと思えます。

それから、最後はヤミ金ですけれども、ヤミ金というのは見えないのではなくても見えるヤミ金がいるわけですから、そういうところの対策を是非していただきたいと、こういう4点だと思えます。

どうもありがとうございました。

それでは、お隣の高橋さん、金融経済教育のことも問題になりましたので、よろしく願いいたします。

高橋委員 高橋でございます。

まず、今回、多重債務者を救済する、あるいは増やさないという点では、私は検討課題の1つ目の「カウンセリング体制の充実」は極めて大切だと思っております。金融経済教育のことも言っていたいたんですが、今、金融経済教育というと、どちらかというと学校教育で未然防止の教育というふうにとらわれています。でも、カウンセリングの現場では、熟練したカウンセラーの方は、そこでまさに消費者教育、金融経済教育を実際にやっていらっしゃるわけなので、検討課題では項目が別立てでわかりにくいんですけども、私はカウンセリングの中でも教育的要素というのは非常に重要であると考えております。

その点から申し上げますと、窓口を教えることは大切、これは私もその通りだと思うんです

けれども、この窓口を教えた後に行くカウンセリングの場所がどのくらいあるのかという数の問題と、そこでどのようなカウンセリングがされているかという質の問題を実際に見て見ますと、やはり質の点でも数の点でも相当充実していかないといけないと思っています。

言葉でカウンセリングがあればいいんだというのはとても簡単ですがけれども、特に借金依存症の克服指導というのは、大変にプロフェッショナルを要求される場所だと私は思っております。単に、家計簿をつければ治るという話ではないですし、家計簿にしても継続的にずっと指導していかないといけない。放り出されたような状況になりますと、ヤミ金に行くしかない状況になっていくと思います。

多重債務に陥った方々に、色々なタイプがいらっしゃることも存じておりますけれども、やはり心理的な面のケアが必要です。いわゆる心理カウンセラーなんかも一緒になって取り組む必要があり、単にお金の問題ということでは解決し得ないところが大変多いと思います。

ですので、埼玉のように多重債務の被害者が相談にのっているところがうまくいっているというのは、まさに心理がよくわかっているからでありまして、プロが携わる場合も、単にお金のことが指導できればいいということではないと。そうなりますと、このカウンセラーをどうやって増やすのか、あるいは現在やっていらっしゃる方のカウンセリングの方法をより強化していくのかについて、この会議で具体的な実現の方法を考えていかなければいけないと思っています。

それから、「セーフティネットの充実」。これもカウンセリングに続いて大変重要だと思っています。特に、公的セーフティネットという点で言うと、やはり各省庁がどれだけスクラムを組めるかにかかっているように思います。お金の問題だから金融庁とか、犯罪だから警察庁と言われてしまっただけでは困るわけです。今日の資料の中に児童虐待がありましたけれども、DVなども借金の関係が非常に多いです、金銭感覚の不一致での離婚率というのも非常に高いわけです。悲劇の再生産が借金をめぐって起きている現実を見ますと、各省庁の施策との関連性は非常に高いと思っていますので、ここを多重債務者対策本部の方でもしっかりやっていただきたいです。

そして、課題の3つ目の「金融経済教育」ですがけれども、これは先ほど須田さんがおっしゃったとおり、大学生とか社会人になる直前にどれだけできるのかという問題と、小さい時からの家庭における金銭感覚、金銭管理の教育も非常に重要だというふうに思っています。

そして、「ヤミ金」というところも、これも須田さんと私は同じ感想を持っています。神田だとか新橋であれだけプラカードがあり、各戸にも個別に色々なチラシが配布されているにも

かかわらず、そういうことに対する具体的な取締まりとか摘発が少ないというふうに感じております。これは一般の方々にもどんどん通報してもらうべきですし、おかしいと思ったら消費生活センターや国民生活センターに行くケースもあると思いますけれども、きちんとそれらを集めて早目に対応していただくということをお願いしたいと思っています。

さまざまな課題やポイントが検討課題にあげられているんですけども、これらは全て個々に一つずつやっていけばいいという問題ではなくて、全て有機的に関連していると思います。ここでの議論が1、何々、2、何々という形で進むのか、ちょっとわかりませんが、行きつ戻りつ、その関係性を整理しながら検討し、解決法を見出す必要があると思っています。以上でございます。

吉野座長 どうもありがとうございました。

最初の点は、これまでご指摘のあった、ただカウンセリングとだけ言われているわけですが、その質というものの向上がぜひ必要ではないかと。もし、できましたら、是非カウンセリングの現場の方のヒアリングなどをやらせていただきまして、どういうところがポイントとして重要かというのもできれば、ここでの会議の参考になるのではないかと思います。

それから、あと、借金だけではなくて、心理的なカウンセリングもそういう方々には必要だろうということでございます。

それから、2番目としては、セーフティネットの構築の時には、ここにおられる各省庁の連携というのが絶対不可欠であると。これは、昔からよく言われている各省庁ごと縦割りになっているということですが、今回の問題を解決されるためには、省庁の連携をぜひお願いしたいと思います。

それから、あと、金融経済教育とヤミ金融に関しましては、先ほどと同じですが、最後は今回のまとめに向かって、各項目の有機的な結びつきもしっかり考えながら項目を議論させていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

それでは、本多委員、いかがでしょうか。

本多委員 発言の機会を与您いただきましてありがとうございます。全国クレジット・サラ金被害者連絡協議会の事務局をしております本多と申します。

私たち被害者の会は、今日議論されていますように、カウンセリング、相談体制を本当に充実させるということ、多重債務者の救済とそれから発生させないための施策のためということで、議論していただいていることを本当に嬉しく思っています。

私の方からは、別刷りで政策提言をさせていただいておりますので、参考までにお読みいただきたいと思っています。

私たち被害者の会は、相談体制を充実させるということで、今非常に頑張っております。昨年7月に鹿児島に、それから10月には奈良、それから今年の先週が静岡、それからこの前の土曜日、福井県で被害者の会ができて、早速相談活動をやっております。

27日の土曜日でしたけれども、福井で被害者の会が立ち上がりましたけれども、その日に相談会をやりましたところ、50人を超える方が相談に来られております。全国で今39都道府県で84の被害者の会があって活動しております。私は、東京神田で太陽の会の相談員をしておりますけれども、ここでも年間1,000件を超える相談を受けております。ですから、全国では、多分3万から4万件の相談を受けているかというふうに思います。

それから、あと、司法書士の先生方も、私たち太陽の会でも相談員として参加をさせていただいておりますし、全国青年司法書士会でも、長野県あるいは熊本県でも1,000件以上の相談を受けておりますので、全国では、やはり2万件とか3万件とかという数の相談を受けているかと思えます。

資料の中で、全国の青年司法書士の先生が8,000件というふうに出ておりましたけれども、それをはるかに超える相談を受けているかと思っています。

それで、まず、カウンセリング、相談体制の件なんです、私たちが民間でせいぜい頑張っても本当に30万件、40万件ぐらいしかいかないですよ、全部合わせても。多分、1,400万というサラ金の利用者がいらっしゃるわけですね。この方々の相談をきちんとお受けするためには、最も身近な地方自治体、ここできちんとした相談体制をつくるのが本当に大事だというふうに思っています。

その点で、非常に参考になりますのは、今日は資料として金融庁から配付させていただいておりますけれども、51ページ、52ページ。51ページは、奄美市の禧久さんの活動が報告されています。それから、52ページには、滋賀県野洲市の生水さんという人の活動が報告されています。本当に行政マンが一人でも本当にこういう多重債務者をなくそうと、救済しようという熱意が大きな成果を生み出しているんですね。

単に相談を受けるだけではなくて、健康保険あるいは住民税、あるいは水道料金だとか公営住宅の滞納者の中に必ず多重債務者がいるんですね。ですから、それぞれの窓口のところ自分の名刺を置いていって、もし滞納者がいたら私の方に連れてきてと、そこでよく話を聞くと、実はサラ金やクレジットから借りていて滞納している。要するに、お金がサラ金の方に行って

しまっているわけですね。ですから、その中には過払いなんかもあり、相談を受ける中で、過払金を返還させ、そして県営住宅の家賃だとか税金の滞納を解決すれば納めることができるということで、禧久さんや生水さんたちの活動というのは本当に素晴らしいというふうに思っております。

長野県あるいは岐阜県でもそういう方向で議論されているし、あるいは尼崎市でもそういう方向で、今、白井市長さんが一生懸命やっています。あそこでも400万円の過払い金の返還を受けて、親族、その他の借金を返して、そうしたら健康保険料金で85万円、市民税で15万円くらい、約95万円を一括して返済をしているんですね。そういう中で、そのお金がサラ金などに行っていて、本来それは住民税や市税に入るべきお金で、地方の消費に回るお金です。そういう中で地方の活性化にもつながるということで、私は、行政としてそういう大がかりな体制ではなくても、一人でもそういう方向でやってくださる行政マンがいれば解決できる。その点では、是非借金の整理の方法だとかということについて研修をしていただいて、本当にその場で対応ができるようにしていただきたいというふうに思っています。

ここで提言の一つとしているのは、行政の担当者あるいは担当機関が相談を受けた場合には、受付票、受理票みたいなものができたら、それを債権者に送付した場合には取り立てを禁止すること。これが大事で、というのは、本当に切羽詰まった感じで相談に来られていますから、取り立てを禁止することによって、落ち着いてこれからの生活の方向を見出していくことができるので、是非それはよろしくお願いしたいというふうに思っています。

それから、2つ目には、公的な融資制度の充実、本当に緊急の貸付け制度について、5万円から10万円、これは本当にありがたいと思っています。しかし、10万円までではまだまだちょっと足りない、できれば50万円くらいまでに広げていただけるようお願いしたいし、それから、各地方自治体でも独自の貸付け制度というのを持っていますので、これを充実するなり新設するとか、そういう方向をぜひしていただきたいと思っています。

それから、ヤミ金対策の関係なんですけれども、先ほど、須田先生からもお話がありましたけれども、神田や新橋で、いわゆるサンドイッチマン、プラカードを持っている、要するに、12月に一斉摘発で、一週間ぐらいで町が本当にきれいになりました。いなくなったんですね、サンドイッチマン。美しい日本という言葉がありますけれども、あの立ちん坊の姿というのは、本当に美しい日本とはそぐわない、本当にきれいになったので嬉しかったです。ところが、今日新橋から歩いてきました。新橋の駅前でもう五、六人立っていました。だから、取り締まりをしてもまた復活してくるんですね。徹底してやっていただきたいというふうに思っていま

す。

それから、あと、警察のところにもまず相談に行くんですね。本当にひどい取立てで、ぶっ殺すぞ、埋めるぞみたいなどころまでやるわけなので、恐ろしくて警察に行くわけです。今日警察庁の関係の方もいらっしゃるんで、是非お願いしたいんですけども、現場の警察官で、借りたあなたが悪いんでしょうと、借りたものを払えば済むではないか、私だって請求しますよみたいなことを現実言われているんです。東京の光が丘警察ではそういうふうに言われたんですね。

ただ、警察官によっても違うんです。深川の警察署の担当の方は、その場でヤミ金などに連絡して、請求するなど。過払いあるなら過払い金返せということで戦ってくれるんです。本当に嬉しく思うんです。ぜひ、全国の相談を受ける現場の警察官がきっちり対応していただきたいと思っているんです。

そこで参考になるのは、警察庁がヤミ金対策マニュアルという大変立派な冊子とありますが、作られているんです。ところが、深川のやってくれた警察官さえ、そのマニュアルは見えていないんです。だから、せっかくできているものでも現場の警察官に渡っていない。あるいはもっとわかりやすく不法原因給付、もう払わなくてもいいんだよということをきちんと説明できるようなものをぜひ作っていただきたいというふうに思います。それは、特にお願いをしておきます。

それから、4番目には、利息制限法を超えて支払う必要はないんだということを是非広報で正しく伝えていただきたい。既に、サラ金各社では、過払い金に引き当てるために、1兆2,000億円ぐらいのお金を既に引当てをしているわけですね。引当てをしているから利益がないといって税金を納めていないわけです。その1兆2,000億円のお金は浮いているわけです。

私たちは、昨年11月に全国一世で、過払金返還請求をやりました。36都道府県で2,900件余りをやったんですが、やっても32億円なんです。請求する、あるいは裁判手続になる、そうするとお金は戻るんです。しかし、そこに思い至らない人が本当に多いんです。この人たちは請求しなければ、引き当てたお金は結局どうなってしまうのか。私は、この引き当てたお金を全額被害者の人たちに交付させるべきだと。過払金が明らかな場合には、進んで返還をしていただくような施策をする、あるいは少なくとも過払いになっている場合には、支払督促はしない、あるいはクレジット会社の関係だと自動引き落としというのがあるんですけども、自動引落としもしないとか、これをマニュアル、ガイドラインなどでぜひ考慮していただきたいと思っています。

それから、看板、先ほどの広告の問題、5番目ですが、アイフルがサラ金広告を自粛していたのに復活しました。私たちは、各テレビ会社に広告中止を続けてほしい、あるいはJ A R O、広告機構の方にも要請をしておりました。是非、利息制限法を超える貸付けの広告、これは本当に禁止すべきだと。これは新聞、テレビあるいは雑誌にも是非お願いしたいし、それから、プロ野球の野球場やサッカー場あるいはスケートリンクだとか、そういうところにもあるんですね。

参考になりますのが、全日本スキー連盟、前にワールドカップのスキーのときに武富士の広告のゼッケンをつけさせて選手を滑らせていたんです。スポンサー契約ですね。私たち、これはやめるべきではないかということをお願いに行きました。専務理事の方がおっしゃっていました。たばこ、酒、薬は、青少年に悪影響を与えるからスポンサーにしていなんだと。それに追加して、消費者金融もしないんだということをしてくれました。以後なくなりましたし、これは是非してほしいし、それから、あの駅前のサラ金の広告、大きな誇大広告といいますが、看板の広告、これは美しい日本の風景にふさわしくないと思います。これは本当に撤去させるか、小さくするか、所在だけを示すものにするかという感じに、これは是非お願いしたいと思っています。

それから、次に、自殺防止の対策の関係です。

経済生活苦で約8,000人余りの方が亡くなっている。私たち東京都太陽の会で相談を受けているんですが、20日、青木ヶ原の樹海に自殺防止の看板の設置にいきました。借金なんかで死んではいけないんだということで、ただ、死んではいけないという言葉が誘発するということなので、私たちも考えまして、借金の解決は必ずできるんだと。私も解決できました、是非相談してくださいという、1メートル四方の大きな看板です。風雨にさらされてもしっかりできるような看板を立ててきました。

太陽の会には、実は、今年1月7日に、実際に青木ヶ原樹海に入って首をつって、ただ、電気コードでしたので、それが切れて助かってよかったんですけども、丸一日、本当にまんじりともせずそこにいて、明け方もう一度やったけれども、また失敗をして、歩き回ったけれども、ようやく道路に出て助かったという人なんですね。この人はプレス工の仕事をしていて、元々は甲府にいた方で、代々継いでいたすし屋さんをやっていたんですけども、5年前に不況で廃業し、その後サラ金からは17年ぐらい払っているんですね。学校のPTAだとか保護者会なんかの付き合いの中でサラ金から借りるようになって、それが17年間ずっと払ってきているんです。この方は3年前に離婚もし、夜逃げ同然で横浜に来ているんですね。だけど、絶えず取

立てが来るのではないかとおびえていて、ですから住民票登録もしていないんです。

そういうことでおびえている人が本当に多い。ですから、この自殺防止の看板、ぜひ青木ケ原樹海、それから東尋坊にも立てようというお願いに行っただんですが、観光協会から反対だと、すべきではない、景観を損なう、あるいは誘発するということのようです。ですから、あそこもすごく多いというふうに聞いています。樹海でも、去年は170の遺体を収容している。一去年は100遺体、もっともっといるはずなんです。ですから、この実態も僕はぜひ調査していただきたい。

それから、もう一つ言いたいのは鉄道ですね。今日も電車に乗ってきましたら人身事故でしたと。昨日も人身事故でしたと。これ多分、飛び込みその他です。言うとな誘発するということで、ただ人身事故としか書いていないんですが、僕は人身事故で亡くなっている方は何人実際いるのか、その原因は何なのか。これは是非調査をしていただきたいというふうに思います。

内閣府におかれても、自殺対策本部というのはできていらっしゃるようなので、是非そこでも協力していただいて進めていただきたいというふうに思っています。実際に、自殺で亡くなった方々の遺族の方は、本当に悲しみに暮れているわけです。幸い今度の法改正の中で、借入手の生命保険をかけることを禁止するという本当に大変素晴らしい案が出て、僕たちも本当によかったというふうに思っているんですが、亡くなった場合に負債も相続しますね。その場合に、相続放棄の手続があるんだよということを請求する場合にはきちんと伝えるべきだと。できれば僕は請求しないでほしいということです。

それから遺族の心のケア、これも大事だというふうに思っています。私たちも3月には、クレ・サラ被害をなくす会を立ち上げて、全国にもそういう会をつくって、精神科医の先生方の協力を得ながら運動もしていきたいと思っています。

それから、最後7番目ですが、この有識者会議の中に、非常に多重債務問題に一生懸命取り組んでくださっている司法書士連合会の会が参加されていない、それからあと労働組合、中央労福協の方もすごく運動に積極的に取り組んでいただいているんです。ですから、この方々にも是非呼びかけて、有識者会議のメンバーに追加して、一緒に運動して色々な意見も聞きながら運動していければ、よりよい方向がまた見えるのではないかと思います。

大変長くなって申し訳ありません。私からは、そういう報告をさせていただきました。どうもありがとうございます。

吉野座長 どうもありがとうございました。

幾つかポイントを、1つは、カウンセリングの場合には、行政マンがどう一生懸命やっ

るか、それから質がどうかと。それから警察の方々の対応でも現場の方々の質が重要であるというのが第1点だったと思います。

それから、2点目は、公的融資制度をどこまでやるかというのは、ここでもう一度議論ができると思います。

それから、3番目は、利息制限法以上の過払い金の返還の問題。

4番目が、広告の問題。

それから、5番目が、自殺防止、それから自殺の原因などがサラ金からどれぐらいなのか、そういうのはデータがわかれば、ぜひ関係省庁の方も含めて調べていただければと思います。

それから、最後に、司法書士の方々には、例えばヒアリングなどで、もしお呼びできるのであればそういう形にさせていただければと思います。ありがとうございます。

これまで自治体のことが随分出ておりましたのですが、せっかくですから金沢市長の山出委員、いかがでしょうか。

山出委員 金沢市長です。

高橋先生、本多先生からカウンセリングのことのお話がございまして、私もあなたは意思を強く持ってよと、そして必ず自分で解決できるんだよという、そういう言い方とか、それから励ましながら、弁護士さんとか司法書士さんのところへ案内してあげるとか、そういうことは必要であるし、そうしますと、社会福祉事務所のケースワーカーみたいな役割を窓口が果たすべきだというご意見は、私なりによく理解ができます。

今日、そうした実態の議論よりも、金沢市は今、人口が45万人でございまして中核市です。まあまあ一般的な仕事をしておるといことでございますので、どの程度のことかというお話をまずさせていただきたいと思います。

先進的な岩手県あるいは埼玉県があるということは私なりに承知をしていますけれども、金沢市のやっていることは一般的なことだと、こう理解してくださればいいのではなかろうかというふうに思っておりまして、今、市の消費生活センターというのを持っておりまして、消費生活専門相談員は市役所に3人います。司法書士は、毎週お一人来ていただいています。弁護士さんは毎日お一人来ていただいています。ただ、司法書士の場合は登記の相談が多かったりいたしますし、弁護士さんの場合は、色々な相談を多面にわたりますので、多重債務の相談だけということではありませんが、多重債務に関する相談は市役所で毎日受けています。解決策を説明したり、そして結局は司法書士さんと弁護士さんのところへご案内申し上げる、紹介するということがあります。

消費生活に関する年間の相談件数でございますが、2,700件ばかりございまして、2,726件、うち多重債務の関係は258件という数字ですから、9.5%ということになります。なお、ご参考までに生活保護の受給世帯数を申し上げておきますが2,264世帯、うち多重債務を抱える世帯数は240世帯、割合からいきますと10.6%という数字になっています。この原因でございますが、事業の失敗が28.8%、それから高齢、疾病による生活困窮が60.8%。そうしますと、事業の失敗と生活困窮を足しますと89.6%であります。9割程度はこの2つの要因だと。ギャンプルは3.8%ということであります。

こういう実態だということを申し上げておきまして、県庁所在地の市として消費生活センターを持ってありますが、県自体も持っておりまして、ここでは専門の相談員は10人でありませう。民間の相談窓口といたしますと、NPO法人が一つ、法テラスがあると。こちら辺は、大体よその中核市の都市も同じようなことではなかろうかなというふうに思っています。

ここに来まして、お国の方で制度の改正をなさって、そして新しい取り組みをなさると。私は、このことは大変よかったというふうに思っておりまして、こういうことが地方自治体にとっても、これからさらに施策を前へ進めていく契機になるはずだと思っております。

ただ、ここで今日は具体的なお話よりも建前の議論になることをお許しいただきたいのでありますが、基本的にこの多重債務の発生というものは経済構造的要因によると。これは否定できないというふうに思っていますし、消費者金融の利用動機は、やはり経済不況、これが大きい原因だというふうに思っておりますので、そういう趣旨からいたしますと、私は、お国とか貸金業者、この責任は一義的に大きいと、こう申し上げたいと思っております。そういう意味で、こうした責任を明確にした上で対応策を盛り込んだ特別法というものを制定することはできるのだろうか、こんなことを考えたりするわけでありませう。この中で、まずはカウンセリング体制の整備について明確に位置付けをすべきだと、こういうことを考えております。

建前論といいましたが、このことについての国と地方の関わりでございますが、例えて言いますと、お国の方で全国規模の電話相談窓口なんかはできないだろうか、こんなことを思ったりもしますし、国の出先機関でも相談窓口があつていいと、こんなふうにも思います。

それから、県は国に準じた対応があつていいと思いますし、県は域内に多重債務に関係する組織がございますので、そういう意味では、ネットワーク作りが県の大きい仕事ではなかろうかと思っております。ネットワークを作ることは県の役割であるべきだと思っております。

都市は、今ほど私が申し上げたとおりでございますが、実情に応じまして、できるだけ相談窓口等で相談を受けて、内容に応じては関係の専門機関へ紹介をしておるとというのが実態で、

一般的だというふうに思っています。なぜかといえば、カウンセリングには、専門的な知識が必要でございますし、経験も必要でございます。そういう意味では、専門の機関への紹介を行うという対応は、都市の場合は基本であるということも私はやむを得ないことではなかろうかと、こう思っています。

そういたしますと、意欲と能力に応じて相談窓口を設置するということも想定できないわけではありませんけれども、しかし、一律に全ての都市に設置を求めるのではなくして、都市の自主性というものは尊重されてしかるべきではなかろうかと思っています。その上で、いずれにいたしましても、相談業務は国の委託に基づくと、こういうことをきちんと明記してほしいということを実は思っておるわけです。国の委託によるんだと、こちら辺は一つはっきりと明記をしてくださるといことが大事ではなかろうかと。

そして、質の問題も言われてまいりましたけれども、相談員を置くということについての人的な財政的な負担というのは、やはり原因者がちゃんとカバーしてほしいと、こういうことも申し上げておきたいと思っています。

いずれにいたしましても、大きい契機をお作り下さったわけでございますので、これから多重債務問題の改善プログラムというものが実行されるという方向に行くわけであります。そのためには、少なくともその中に盛り込まれる対策の一部につきましては、法律的な位置付けというものをはっきりしていただきたい、そしてこの役割の分担とか予算の確保とか、そういうことをしっかりとしてほしいと。

とりあえず建前論を申し上げましたけれども、お許しをいただきたいと思います。

吉野座長 どうもありがとうございました。

それでは、色々ご専門の方からお聞きしましたので、少し大所高所から、池尾委員の方から何か今のご意見も含めまして、一言言っていたいただければと思いますが。

池尾委員 基本的な認識は、既に多くの方が述べられたのと共通しておりまして、問題の一番基本的なところには、日本における相対的な貧困の問題が多分あるんだというふうに思います。そうした相対的な貧困の問題に対して、現状の社会保障のシステムというのが、形式的には幅広い範囲を社会保障システムとして対象にしているだけけれども、実態的には何か穴が多いというか、形式的なカバレッジは広いけれども、本当に必要なところ限定して提供するというふうな社会保障のシステムになっていない。そういうところの欠陥のようなものをアビュースして商売をする人がいるというところから起きている問題だと思うんですね。

したがって、根本的には、社会保障システムのあり方を含めて見直さないといけないという

ことですが、そこに欠陥が現状あるとしても、それをアビュースしていいということにはならないわけですから、欠陥を是正するという努力とともに、それを濫用というか悪用してビジネスをするようなことに対しては規制をかけていかなければいけないということで、今般の貸金業法の改正があったというふうに認識をしているんですが、根本的なところの問題を除去しないと、対症療法に終わりかねないところがあるので、根深いというのが基本認識なんです。

それに対してどう対応するかという話は、既に色々としたこと以上のことを私が今申し上げることはできないので、ちょっと気にかかっていることを、一つだけ質問というか現状に関して教えていただきたいところがあるんですが、それは貸金業法の改正が実現した以降、まだ施行には至っていないわけですが、消費者金融をめぐる取立ての状況は鎮静化しているのか、変わりばえしないのかというところです。

改正の前の旧法から、取立てに関する規定としては、ある意味では非常に厳しい規定が置かれていたはずで、それが実行されてこなかったということが、むしろ問題だったと思っているんですが、そのあたり、こういうことが議論になった、改正法が成立したという契機があったわけですが、取立ての状況というのは依然として苛烈なものが続いているのか、ある程度抑止効果みたいなものが既に起こっているのか、そここのところの現状認識みたいなことを、どなたかご存じであればちょっと教えていただきたいという質問。当てられてあれですけども。

吉野座長 どうしますか。市川室長お願いできますか。

市川金融会社室長 取立てに関する問題はどのような状況かということにつきましては、定量的に申し上げるには、苦情の件数を見ていかなければならないのでございますが、これについてリアルタイムに申し上げることはなかなか困難でございます。

また、それから、業者も多種多様でございます。財務局登録の中に、大手もあれば中小もあります。また、都道府県登録の中も千差万別でございます。一般的に事業規模は小さいというふうに言いますが、中には、昭和58年以来、営業を着実に続けていらっしゃる業者もいれば、あるいは「トイチ」と言われる法令遵守を前提にしないで入ってきて、捕まるまで暴れ回るという業者もいて、なかなか一概には言えないところでございます。

しかしながら、私どもが監督対象としております財務局登録業者につきましては、この法改正に先立つ貸金業懇談会での議論、そこでの世間の関心の高さ、また、幾つかの行政処分事例等々、また、昨年のガイドラインの改正等を踏まえまして、コンプライアンスに対する意識は一般的には上がっているものと思っておりますが、今後とも取立規制、私は貸金業規制の生命線であるというふうに呼んでおりますが、ここにつきまして、問題のある事例があり、行政

処分に足る事実が把握されれば、厳正かつ適切に対処してまいり所存でございます。

以上でございます。

吉野座長 ありがとうございます。

ぜひそういうデータでもあれば、今後この会議の時に出していただければと思います。

それでは、あと少し、15分ぐらいございますが、草野委員、佐藤委員、田中委員、松田委員からご意見を伺いたいと思います。

草野委員、どうぞ。

草野委員 非常に皆さん専門的なお話をされているので、勉強させていただきながらお話を聞いておりました。消費者の方の意識のお話をちょっと思っていたんですけども、やはり私の周りにはいる、例えば二十歳前後の若い人たちは、自分の収入プラス消費者金融などから借りる2万円ぐらいのものを、月々、当然のごとくそれを自分の経済に組み入れながら生活をしているという若者が意外に多くいて、お金を借りることへの後ろめたさとか、あるいは消費者金融への敷居の低さというものに正直驚かされることが多いんです。

そういうのは世代的なものなのか、そうではないのか、ちょっとよくわからないんですけども、やはり本当に非常に基本的なことなんですけど、小さいうちから学校教育の中でとか、あるいはいざ困ったときに助けてもらえる所に駆け込むというのももちろんなんですけれども、非常に柔らかい話になってしまうんですけども、親子で勉強する機会みたいなものを作っていく必要があるのではないかなというふうに思います。

とかくお金の話というのは、家庭の中でもなかなかしづらいものですし、そういう機会というのは意外に少なくて来てしまっていて、そういうことが積み重なって敷居の低さみたいになっているところがあるのかなというふうに思いました。だから、若年からの教育もプラスですが、親子で話す機会を促すような活動というのができないかなというふうに思います。

それから、やむなく消費者金融から借りざるを得ない方たち、そして多重債務に陥ってしまう方たち、そういう方は被害者なわけで、一方で、健全な融資が受けられるのに、そうされていないというケースも多々あるのではないかなというふうに思うんですね。そういう意味では、大手の金融機関などに、もう一度もっと健全な形で融資が成立し得ないかどうかということ、都合の悪い部分は押しつけてしまうのではなくて、そこら辺は検討していただけたらいいなというふうに思います。

それから、先ほど地方自治体が第一義的には窓口になるというお話、確かに実際そうだろうと思います。何でもそうなんですけれども、とりあえず市役所に行ってとか、町役場に行って

ということになるんですけども、やはりそういうときの対応で、この件に限らずですけども、非常に専門的な知識を持っていらっしゃる方が少ないというか、例えば、聞いたことには一つ返してくれるんですけども、そこから一步、プラスアルファの情報をつけ加えてくださったら、もっとこんなことがあったのに、こんなふうな解決方法があったのにというようなことを思うことが多いんですね。ただ、そういうことを、これだけ公務員も減っていて行政が小さくなっていく中で、さあやってくださいというのは、なかなかすぐに対応は難しいと思うんですけども、そういうのは、例えば市町村それぞれ担当者を一人決めて、そういう方たちを専門的に研修する、学ぶ時間を設けて、この人に聞けば大丈夫というような人をぜひ一人ずつでもつくっていただきたいなというふうに思います。

それから、すみません、短いことをばたばたと言ってしまうんですが、ちょうど私、ユヌスさんがノーベル平和賞をとられる直前に、バングラデシュのグラミン銀行を取材してまして、バングラデシュと日本では経済状況も違いますし、国情も違うんですけども、女性が主たる融資対象者になっているということと、それから、非常に少額なんです。例えば、20ドルぐらいの融資を最初にするんですよ。そうすると、それで牛が2頭買えました。それで子どもが生まれて、それによって少しずつ経済を広げていくという実践をなさっているわけですけども、そしてさっきもご紹介があったように、非常に弁済率が高いんですね。

それと日本の状況というのは、全然違うんですけども、やはりそこに経済の喜びというのが彼女たちに生まれているんですよ。だから、多重債務を返済しました、債務者が減りましたというだけではなくて、やはりそこから生まれていく喜びとか生活していくことの楽しみとか、そういうものも一緒に教育するような、それがこのグラミン銀行というものの持っている大きな意味だったような気がするんです。

だから、先ほど岩手の小さな融資制度のお話がありましたけれども、やはり共に歩みながら経済の楽しみというものも教育していくという意味でも、ただ数が減りました、解決できましただけではなくて、次につながるような新しい融資制度というのは非常に有効だなというふうに感じています。

以上です。

吉野座長 どうもありがとうございました。

日本の消費者金融は、借りてあとは返すだけの消費者金融でして、おっしゃいますようにグラミン銀行の場合には、生産手段としてお金を貸して、ですからそこで収入が増えてうまく回っていくということだと思えます。ですから、日本の消費者金融もそこまでうまくできるか

どうかわかりませんが、生産あるいは所得を増やすための借り入れという形でやっていけば同じような形で動くと思います。

では、お隣の佐藤委員どうぞ。

佐藤委員 この問題について、私まだ意見なり提言を申し上げることのできる段階にありません。

ただ、今、大変この問題に造詣の深い皆さんのお話を伺いまして、多重債務者をめぐる問題が深刻な実態にあるということについて認識を新たにさせていただきました。当初、この会議の設置の趣旨がどういうところにあるのかなということをしさか疑問に思っていたわけです。つまり、制度、枠組みというのは、先般の法改正によってでき上がったわけですので、あと、これを実行に移す、運用をいかにするかという段階で、なぜこの種の会議が必要であったのかということに疑問があったわけでありまして、今、お話を伺って、なるほど、これを解決するには非常に多岐にわたる部分をリンクさせていかなければできない、でき得ないそういう問題なのであったということを知るにつけて、この会議の趣旨の重要性というものを思いました。

それで、一つ感想を申し上げて、座長のお尋ねに答えたいと思います。今伺っておって、また金融庁の今日配付されました資料を拝見して、偶然の符合というものを感ずるのですが、警察がこれまで苦しんできた犯罪の増加、これが顕著になりましたのは平成3、4年、1991年、1992年ごろ、来日外国人による犯罪の増加と期を同じくして、犯罪一般が増えてきたわけです。刑法犯の発生というのは昭和時代は140万件前後でした。多くても160万、それが今申し上げた平成3、4年頃から170万件を戦後初めて超えるわけですが、これがさらに急増を始めましたのが、平成10年、1998年でありました。この年、200万件を超えました。

今日の資料を見ますと、生活困窮者の増加が顕著になっていく幾つかの指標は、何やらそのあたりにターニングポイントがあるような感じがいたします。ちょうど平成10年はたしか失業率が4%台に乗ったときではなかったかと思いますが、この失業率と犯罪の急増が密接に関連しているということは感じておりましたけれども、こうした生活困窮者一般の増という問題ともつながっているということを感じた次第であります。

なお、今日の我が国の犯罪増をたどっていきますと、バブルにあったと私は思っておりますけれども、バブル経済の原因の一つに、ノンバンクを通じてメガバンクが資金を投入していったということがあったと思います。今日の多重債務者問題というのが、メガバンクから流された資金が消費者金融機関というノンバンクを通じて流れ出ることによって起きてきたとするな

らば、これは由々しい問題ではなかろうかと。そうでないことを祈るわけですが、そのあたりについてもまた色々教えていただければと存じます。

最後に一点だけですが、ヤミ金問題というのが、これからのさらなるテーマになってくるといふご指摘であります。私もそのように感じますけれども、しかし、今度の法改正によって作られた非常に精緻な、しかも効果的な制度が構築されるにかかわらず、ヤミ金融問題が深刻化するであろうということが、新しい制度ができた途端に想定される。しかし、それを解決する仕組みは用意されていないということは、問題がありはしないかということを感じいたします。それが何なのか、まだ判然といたしませんけれども、運用のための会議ではありましようけれども、そのあたりのことについて、もし何か気づくことがございましたら、色々またご議論いただければと存じます。

吉野座長 どうもありがとうございます。

私の理解でヤミ金問題がさらに深刻化しそうだというのは、金利が下がりますと、やはり借りたい方は普通増えるわけでございますし、それから、業者の方で大分廃業される方が増えてくると思いますから、そこで必ず超過需要が出てきて、それを何らかの形で埋めてあげないといけないと思ひまして、そういう方々がきちんとした手だてがないとすれば、ヤミ金に走る可能性が出てくる、その確率が高くなるような気がいたします。

また、この会議を通じながら、他の先生方からのご意見をいただきたいと思ひます。ありがとうございました。

では、田中委員いかがでしょうか。

田中委員 多重債務者対策本部が政府にできたということは、政府による関与の基準が従来のもものと基本的に変わってきていることの象徴的な現れだと思ひています。かつての日本政府による民間といひましようか、社会に対する関与の基準は、職業とか地域とか産業とか企業の規模とかそういうものによるものが多かったわけです。

例えば、農業あるいは農民というものについていへば、政府による関与がいるという大前提がありましたし、地域ならば中山間地、離島ならば関与すべきだということでありましたし、保護育成になじむ、あるいはせねばならないという産業については、何らかの補助がいるという議論で役所も配置されてきました。

中小零細企業は、規模のゆえに何か政府の関与の対象であると、こういう議論でやってきたわけです。ただ、今回の多重債務者対策本部に見られますように、借金依存症の人が社会の中に現実にいるということがありますし、他の分野でいへば、繰り返し犯罪を行う人たちがやは

りいるということになります。あるいは一人一人の人間はリスクを負っていて、介護保険会計の長期的な安定性からいきますと、医療行為から介護の対象になるという時期を自分では見つけられないときには、政府の基準で、例えば病院から介護施設というふうに、今そういう時代になりつつあるわけですが、こういうテーマを考えてみますと、我々が見きわめなければいけないテーマというものが一方で相当絞られてきたし、伝統的な行政からは早く撤退しないと、社会的な資源も調達できないというテーマになってきているんだと思います。

今日のお話の中でも、カウンセリングの人材がない、あるいは非常に少ないというお話がございましたし、犯罪の構成過程を考えますと、これも法務省の矯正局、保護局の間での壁があって、これがうまくつながっていないとか、あるいは保護のところでは、民間のリソースを相当使ってはいますものの、社会的には不足しているというふうに言われています。医療と介護の保険のマッチングの問題も、これもカウンセリングといえますか、的確に判断して見合わせる能力というのは、社会的にどうも欠けているというふうに言われているわけですが、いずれにしろ我々が当面している事態は、やはり新しい社会のディバイドというんでしょうか、現実の分岐点というものに立ち会っているのです、それに対してどういう形で包み込めるのか、そのためには、恐らく伝統的なものについては、政府の関与に相当メスを加えて廃棄しないと、この問題に対処できないのではないかとというのが私の印象です。

もう少し勉強してみたいと思います。

吉野座長 どうもいいご意見ありがとうございました。

最後に、松田委員、いかがでしょうか。

松田委員 私もこの問題については、これまで余り経験がなくて、初めて各種の資料をいただき、今日お話を聞いて色々考えさせられました。

非常に深刻な状況に置かれているということは、非常に強く認識いたしました。

まず、冒頭に、大臣が言われたように、今回の法の改正というのは非常に有意義だなという気持ち非常に強くします。特に、法律家の端くれとして申し上げますと、やはりグレーゾーン金融の撤廃の方向性をはっきり確定したというのは、細かな議論はたくさんあるでしょうけれども、骨太にきちんとした形で方針を決めていかれたということは、非常にこれは画期的なこと、非常にいいのではないかなと思います。

そのことを前提に、多重債務者が今後発生するのをいかに防止するかの問題と、現に多重債務の状況にある人の再生をどう図っていくかの問題と、この2つについての取り組みが今後の問題になるだろうと考えます。

そうしますと、先ほど来、多くの方々が言われたことは、それぞれごもっともな話でありますので、私の立場としては、2点だけそれについてちょっと違った視点からお話しさせていただきたいと思います。

極めて簡単なことをございますけれども、先ほど来多くの方が言われた個々の施策というのはその全てが理のあること、正しいことと思います。

ただ、それを現実には法の精神を生かしながら実行に移していくためには、やはりプライオリティをきちんとつけなければいけないだろうと。そういう目を忘れずに、この議論を進めていく必要があるのではないか、それが1点目です。

2点目は、この問題が国民の意識も変えていかなければいけない、あるいは教育も変えていかなければいけないという大きな問題である割には、正直言って、国民一般はそれほど強い関心を持っているかという、必ずしもそうでないかもしれないという危惧感が少しあることです。

それは、貸し手とすれば、ヤミ金融との連想が国民の中にあって、また、借り手からすれば、先ほどの動機のところにも色々たわわれているように、安易に借りまくってしまうというような安易さみたいなものが借り手の方にもあるだろうと、そうすると、この問題がモラルハザードみたいな一部の特殊な人たちがやっていることではないかというような見方というか、それがまだまだあるのではないかと思います。

そうすると、問題がここまで深刻で、ある意味では社会構造の問題にもなっているということ、国としても国民の支持をきちんと集められるような、そういう広報活動をきちんとして、先ほど来、具体的に色々出ていましたけれども、きちんと国民の支持を受けながら改革に入っていく、挑戦することが必要かと思えます。こういう姿勢がどうしても不可欠ではないかと、これなくして成功はないと、このように私は思っております。

以上です。

吉野座長 どうもありがとうございました。

この会議にも各省庁の方に出てきていただいています。是非、国民の皆様はこの問題を認識してください。そして、この会議が有意義になるように。ありがとうございます。

ちょっと時間をオーバーしてしまいましたが、今後の予定につきまして、事務局の方からお願いいたします。

大森信用制度参事官 お忙しい方が多いので、比較的多く集まれる日が今日ということで、第1回が想定よりやや遅くなりましたが、実は、次に比較的多く集まれるのが来週の水曜日と

ということになっておりまして、2月7日の午前中、恐縮でございますが、よろしくお願い申し上げます。

本日のご議論を聞いておりまして、高橋さんから、家計簿をつけさせればいいのかというものではないというのはもちろんそのとおりだと思いますが、実際には継続的に家計簿をつけさせることも容易ではないので、必要なのが、意欲の問題なのか能力の問題なのかといったあたりも整理していく必要があるかと思えます。

そこで、先ほど座長から提案がありましたように、次回は、多重債務者対策に現場で取り組んでおられる方をお呼びしてお話をお聞きした上で、さらに議論を深めていただければと思います。

詳細は、座長ともご相談の上、決まり次第改めてご連絡させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

吉野座長 今日少し時間をオーバーしてしまいましたが、貴重なご意見をどうもありがとうございました。

次回は、2月7日午前中、10時からでございます。どうぞよろしくお願いいたします。